

## 二宮町における空家等対策に関する協定書（案）

二宮町（以下「甲」という。）とさがみ信用金庫（以下「乙」という。）及び全国保証株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲、乙及び丙との連携及び協力のもと、二宮町空家等対策計画の具体的な取組方針に規定する「空き家化の予防」、「空き家の適正管理の促進」、「空き家の流通・利活用の促進」に基づき、実効性のある空家等対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（連携・協力事業）

**第3条** 甲、乙及び丙は、この協定の目的を達成するため、相互に連携し、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）空家等の不動産購入時に発生する融資取引などに関すること。
- （2）その他、空家等対策を進めるための事業に関すること。

（協定期間）

**第4条** この協定の期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

2 協定期間の満了前に、甲、乙及び丙いずれかから、解約の申し出がないときは、協定の期間は1年間延長したものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

**第5条** 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項の実施に当たり、知り得た情報を甲、乙及び丙の承認を受けず他に漏らしてはならない。本協定の満了その他の効力がなくなった後も同様とする。

2 乙及び丙は業務上知り得た個人情報を営利目的として利用してはならない。

（その他）

**第6条** この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名の上、各自1通を保有する。

令和6年9月 日

甲 神奈川県中郡二宮町二宮961

二宮町長

乙 神奈川県小田原市本町二丁目9番25号  
さがみ信用金庫

理事長

丙 東京都千代田区大手町二丁目1番1号  
大手町野村ビル24階  
全国保証株式会社

代表取締役会長